

女性問題アドバイザー だより

2019年(令和元年)06月発行/第52号
編集発行：八幡市 市民部人権啓発課
八幡人権・交流センター
Tel 075-981-3127

八幡市では、「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成11年6月23日を踏まえ、毎年6月～7月に「男女共同参画社会リーダー養成講座」を実施しています。

男性と女性が、職場や学校、地域、家庭などで、それぞれの個性と能力を發揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには、国や地方公共団体だけではなく、みなさん一人ひとりの取り組みが必要です。

私たちのまわりの男女のパートナーシップなどについて、この機会に考えてみませんか？

令和元年度男女共同参画社会リーダー養成講座

「自分の想いを相手に届ける話し方講座」 ～ 伝えるから伝わる表現力へ ～

講師：島津 ゆう子さん
フリーアナウンサー/品格・人間力 BrushUp コーチ

参加費無料



プロフィール

- ・氏名 島津ゆう子（しまづゆうこ） ・大阪市出身
- ・経歴 フリーアナウンサーとして、司会やテレビ・ラジオ、また企業・公共のCM・各種VPのナレーターとして活動。また、海外でも「日本流のコミュニケーション術」についての研修やセミナーを実施。

第1回：令和元年 7月 4日（木）
プレゼンなど伝える力と話法を学ぶ講義編

第2回：令和元年 7月12日（金）
自己表現力を学ぶ実践編

時間：午後2時～午後4時（受付は午後1時30分から）
場所：八幡人権・交流センター 会議室
参加費：無料
定員：各回30人【先着順：事前申し込みが必要です】
申し込み：八幡人権・交流センターへ電話（981-3127）
または窓口で お申し込み下さい

***保育（1歳～就学前児）をご希望の方は6月28日までに
必ず事前にお申し込みください



昨年度の女性相談を振り返って



1. 相談内容

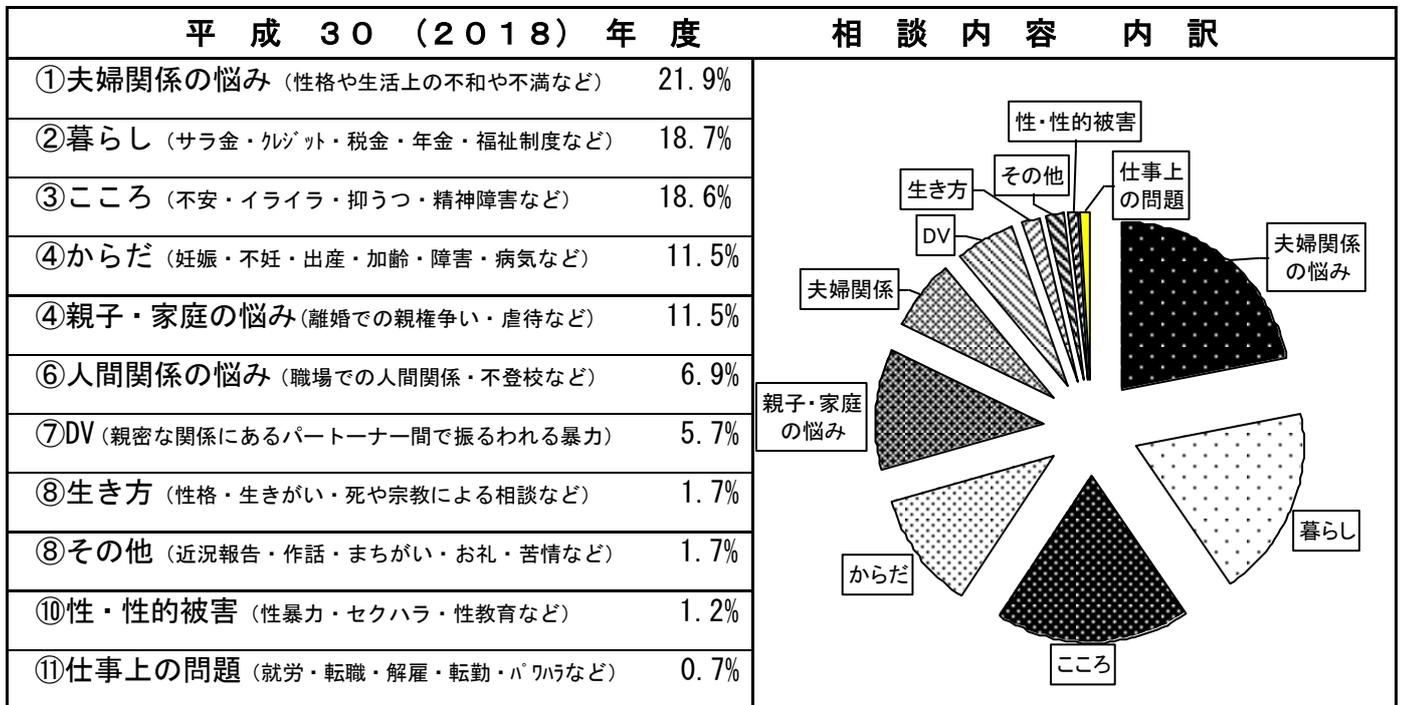
平成30年度の女性（一般）相談件数は、昨年より46件減り、598件でした。

相談件数を実人数でみると、27年度が98名、28年度が120名、29年度が97名、30年度が92名で、28年度を除いて毎年100名弱の相談者があります。

30年度の新規の相談者数は72名でした。

1番多い相談は『夫婦関係』で21.9%、2番目が『暮らし』18.7%、3番目が『こころ』18.6%、4番目が『からだ』と『親子関係』で11.5%となり、1番目から4番目（5番目も同数）までの相談が各10%を超えており、相談全体の82.2%を占めました。

平成30年度においては、大阪北部地震や度重なる台風・大雨などの影響により、生活環境に関すること、雨漏り・水漏れ・家屋の破損などによる、修繕費用や引っ越し費用が無いなどの相談が増えました。



2. DV(ドメスティック・バイオレンス)に関する相談

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、夫婦（内縁含む）などパートナー間で起こる暴力を言います。

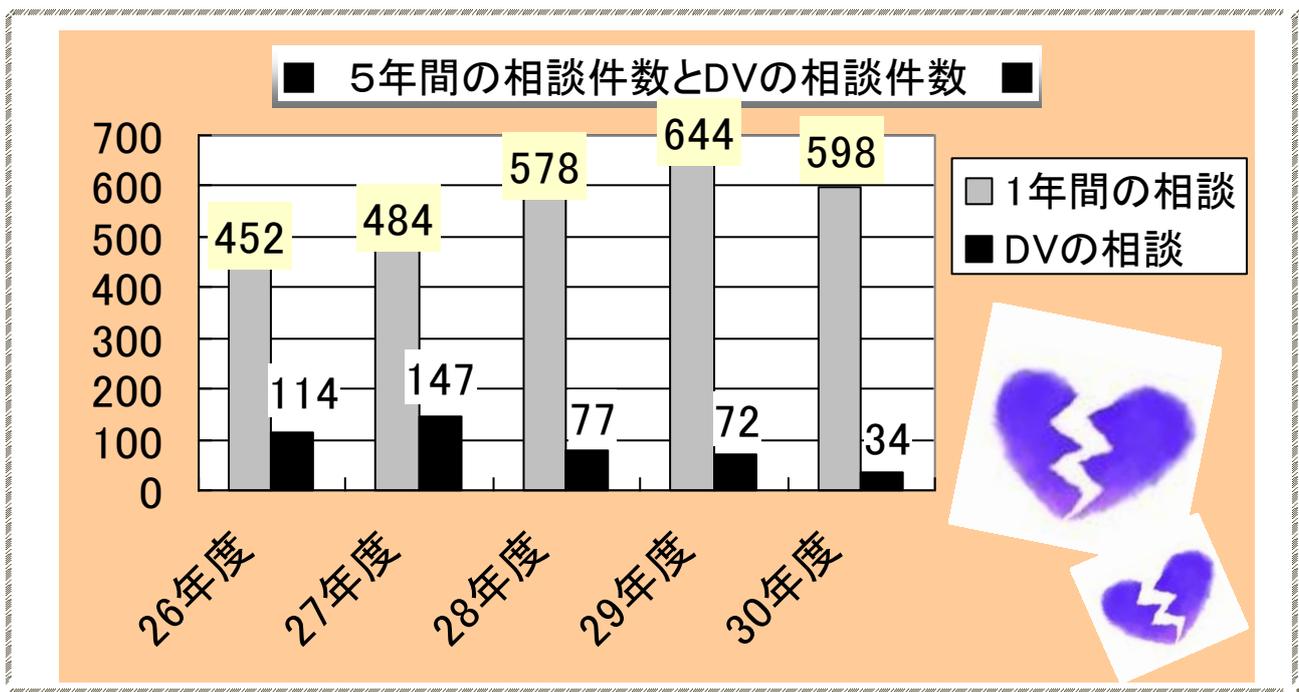
また、入籍はしていないが、親密な関係にあるカップルの間での暴力を『デートDV』と

言います。

DV（デート DV 含む）は、男女だけのカップルの間でのみあるのではなく、同性同士のカップルの間でも起こります。

本市での初回相談では「DV ではないのですが」「夫婦喧嘩なのですが」と最初に言われる方も、詳しく話をお聴きしていると「相手のことが怖くて自分のしたいことが出来ない」「相手の顔色を見て会話をしている」と言われることが多い状況です。

この相手のことが怖くて、自分のしたいことが出来ない（言えない）関係は、精神的暴力を振るわれている、つまり『DV の状態である』と言えます。



DV は、『夫から妻』・『妻から夫』への暴力だけがクローズアップされることが多いですが、子どもへの影響も多くあり、心に大きな傷を負っていることも少なくありません。

子どもの前（聞こえたり・感じたりできる状態含む）で繰り返される DV を『面前 DV』と呼び、『虐待』と位置付けられるようになり、「自分のパートナーが行っている行動も子に影響があるかもしれない」と感じて、確認のために相談されるというケースもありました。

平成 30 年度の本市の DV 相談は 34 件で、29 年度の 78 件の約半数となりました。

これは DV の相談者が、避難や別居・離婚などの選択をされて直接的な DV 被害からは解放されたことも要因と考えられます。

しかし、直接的な DV から解放された方も、長年 DV を受け続けたことによる心の傷は大きく、不安・イライラ・抑うつ・不眠・神経症・心身症・摂食障害・精神障害など、「こころ」の相談を継続して利用される方が多い状況です。

DV は一人で解決出来ないことが多いので、一人で悩まず、誰かに相談してください。相談する人がいない時や、問題が解決出来ない時は、相談窓口にご相談ください。相談員があなたと一緒に考えます。あなたや家族のプライバシーは厳守いたします。

女性相談窓口

女性相談窓口では、女性にかかわる様々なお悩みをお受けしています。
一般相談と専門相談があります。お気軽にお問合せ下さい。

● 一般相談 ●

月曜日～金曜日（土・日・祝日・年末年始を除く）
午前10時～午後5時
面接相談と電話相談があります
（いずれの相談も、お1人様、1日1回・約50分）
★女性からの様々なご相談に応じます
★予約は必要ありません



● 専門相談 ●

毎月第2・4の木曜日(相談日が祝日の場合翌日)
午後1時30分～午後4時30分
面接相談のみ（お1人様、1日1回・約50分）
★フェミニスト・カウンセラーがご相談に応じます
★事前に予約が必要です（1日3人まで）

いずれの相談につきましても、ご相談者の意思を尊重し、
お名前やご住所などを必ずお聞きするということはありません。
ご相談は個室で応じますので、安心してご相談ください。

ご相談事や秘密事は厳守いたします。

場所 : 八幡人権・交流センター
所在地 : 京都府八幡市八幡軸63番地
連絡先 : (075)983-1784 (直通)